

令和5年度

市川市勤労福祉センター運営委員会

開催日時 令和5年11月17日(金)

午後3時00分～

場 所 市川市勤労福祉センター

3階 第2会議室

市川市勤労福祉センター

目

次

1. 勤労福祉センター運営委員会名簿	P 1
2. 勤労福祉センター事務分掌	P 2
3. 勤労福祉センターの概要	P 3
4. 令和4年度勤労福祉センター部屋別利用状況	P 4
5. 令和4年度及び令和5年度開館状況	P 6
6. 過去5年間の利用状況	P 7
7. 令和5年度勤労福祉センター費当初予算額	P 8
8. 過去5年間の勤労福祉センター改修工事	P 9
9. 南八幡こども館資料	P 11
10. いきいきセンター資料	P 15
<参考資料>	
1. 市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例	P 21
2. 市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則	P 26
3. 市川市使用料条例	P 33

1. 勤労福祉センター運営委員会委員名簿

令和5年度

令和5年10月1日現在

選出区分		役職	氏名	任期
議会 推薦	市議会 議員	委員	アノ 浅野 さち	令和5年6月24日 ～ 令和7年6月23日
		委員	イザキ 石崎 ひでゆき	令和5年6月24日 ～ 令和7年6月23日
学 識 経 験 者	商業	委員	ウグモ マコト 南雲 誠	令和4年5月1日 ～ 令和6年4月30日
	商業	委員	クダ ヒロ 黒田 和宏	令和4年5月1日 ～ 令和6年4月30日
	民生	委員	ヤマタ カヒロ 山下 勝弘	令和5年1月1日 ～ 令和6年4月30日
	民生	委員	オノト 尚之 岡本 尚之	令和5年1月1日 ～ 令和6年4月30日
	連合	委員	ヨシ ヒロキ 吉井 浩晃	令和4年10月1日 ～ 令和6年4月30日

2. 勤労福祉センター事務分掌

経済観光部商工業振興課（雇用労政グループ）

- （1）雇用及び労政に関すること
- （2）勤労福祉センターに関すること

勤労福祉センター

- （1）センター及びその分館の庶務に関すること
- （2）センター及びその分館の運営に関すること
- （3）センター及びその分館の使用許可に関すること
- （4）勤労青少年の健全な育成指導に関すること
- （5）勤労福祉センター運営委員会に関すること
- （6）勤労者、老人、女性及び児童の福祉増進と文化教養の向上に関すること
- （7）センター及びその分館の維持管理に関すること

- 正規職員 4人
- 会計年度任用職員 1人
- シルバー人材センター（委託） 14人（本館7人、分館7人）

3. 勤 労 福 祉 セ ン タ ー の 概 要

区 分	本 館	南八幡体育館	分 館
(1)開設	昭和57年5月(築41年)	昭和58年5月(築40年)	昭和44年6月(築54年)
(2)所在地	市川市南八幡2-20-1		市川市南八幡5-20-3
(3)敷地面積	3,231.0 m ²		1,818.0 m ²
(4)構造	鉄筋コンクリート4階建	鉄骨造平屋建	鉄筋コンクリート3階建
(5)床面積	2,862.71 m ² 1階 老人ホーム こども館 2階 勤労青少年ホーム 3階 勤労ホーム 4階 女性ホーム 塔屋	489.20 m ²	1,167.45 m ² 1階 老人ホーム 2階 勤労ホーム 3階 勤労ホーム
(6)開館時間 及び (使用料)	9:00~17:00 1階 老人ホーム こども館 (無料) 9:00~21:00 2階 勤労青少年ホーム (有料) 3階 勤労ホーム (有料) 4階 女性ホーム (有料)	9:00~21:00 (有料)	9:00~17:00 1階 老人ホーム (無料) 9:00~21:00 2階~3階 勤労ホーム (有料)
(7)休館日	月曜日、祝日(祝日が月曜日にあたる場合、火曜日)及び年末年始		

- (1) 老 人 ホ ー ム 市内在住の60歳以上の方の憩いの場。
- (2) こ ど も 館 市内在住の18歳未満の広場。
- (3) 勤 労 青 少 年 ホ ー ム 市内在住又は、在勤の15歳以上35歳未満の勤労青少年の教養講座、サークル活動を行う場。
- (4) 勤 労 ホ ー ム 市内在住又は、在勤者の会議、集会、サークル活動の場。
- (5) 女 性 ホ ー ム 市内在住又は、在勤の女性の会議、集会、サークル活動の場。
- (6) 南 八 幡 体 育 館 市内在住又は、在勤者のスポーツ活動等をする施設。

4. 令和4年度勤労福祉センター一部屋別利用状況 (その1)

令和5年3月末現在

(本館)

部屋区分	件数			時間			人員			使用料			稼働率
	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	
女性ホーム(4F)													
第1研修室	597	5	0	1,408	26	0	1,817	33	0	172,060	1,680	0	40.3%
第2研修室	3	0	0	8	0	0	41	0	0	3,060	0	0	0.2%
第3会議室	5	0	0	20	0	0	34	0	0	2,200	0	0	0.6%
第4会議室	3	0	0	9	0	0	24	0	0	1,980	0	0	0.3%
小計	608	5	0	1,445	26	0	1,916	33	0	179,300	1,680	0	10.3%
勤労ホーム(3F)													
大会議室	395	244	151	1,383	838	545	12,471	5,594	0	1,407,015	304,215	0	39.6%
第2会議室	438	364	74	1,278	1,010	268	5,092	1,335	0	519,950	58,540	0	36.6%
和室	90	86	4	266	233	33	468	98	0	48,420	1,650	0	7.6%
会議・調理室	255	237	18	765	706	59	1,219	114	0	194,450	4,970	0	21.9%
小計	1,178	931	247	3,692	2,787	905	19,250	7,141	0	2,169,835	369,375	0	26.4%
勤労青少年ホーム(2F)													
体育室	1,003	0	0	2,127	2,127	0	8,110	0	0	1,364,220	0	0	60.9%
茶室	120	117	3	358	333	25	681	96	0	43,790	1,250	0	10.3%
講習室	93	89	4	239	225	14	420	39	0	39,180	700	0	6.8%
第1会議室	290	255	35	920	809	111	2,763	373	0	343,910	17,400	0	26.3%
調理室	4	1	3	19	2	17	43	38	0	4,270	3,190	0	0.5%
集会室	425	393	32	1,067	956	111	2,674	210	0	258,690	15,600	0	30.6%
小計	1,935	1,858	77	4,730	4,452	278	14,691	756	0	2,054,060	38,140	0	22.6%
南八幡体育館	1,142	1,141	1	2,186	2,184	2	11,753	14	0	3,070,580	2,560	0	62.6%
老人ホーム							4,376						-
ことも館							8,320						-
合計	4,863	4,533	330	12,053	10,842	1,211	60,306	7,944	12,696	7,473,775	411,755	0	23.0%

開館日数

291日

令和4年度勤労福祉センター一部屋別利用状況 (その2)

令和5年3月末現在

(分館)

部屋区分	件数			時間			人員			使用料			稼働率				
	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料					
大会議室	537	513	24	0	1,289	1,233	56	0	5,936	5,484	452	0	801,360	783,050	18,310	0	36.9%
第1会議室	510	498	12	0	1,327	1,291	36	0	3,754	3,673	81	0	341,490	338,610	2,880	0	38.0%
第2会議室	510	505	5	0	1,120	1,106	14	0	2,911	2,868	43	0	294,950	292,430	2,520	0	32.1%
第3会議室	616	616	0	0	1,415	1,415	0	0	2,293	2,293	0	0	153,800	153,800	0	0	40.5%
第4会議室	547	547	0	0	1,335	1,335	0	0	1,864	1,864	0	0	135,940	135,940	0	0	38.2%
第1和室	301	301	0	0	821	821	0	0	2,095	2,095	0	0	113,290	113,290	0	0	23.5%
第2和室	259	258	1	0	1,549	1,546	3	0	808	800	8	0	120,270	120,180	90	0	44.4%
小計	3,280	3,238	42	0	8,856	8,747	109	0	19,661	19,077	584	0	1,961,100	1,937,300	23,800	0	36.2%
老人ホーム									6,101			6,101					
合計	3,280	3,238	42	0	8,856	8,747	109	0	25,762	19,077	584	6,101	1,961,100	1,937,300	23,800	0	36.2%

開館日数

291日

(合計)

令和5年3月末現在

部屋区分	件数			時間			人員			使用料			稼働率				
	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料	有料	減免	無料					
本館	4,863	4,533	330	0	12,053	10,842	1,211	0	60,306	39,666	7,944	12,696	7,473,775	7,062,020	411,755	0	23.0%
分館	3,280	3,238	42	0	8,856	8,747	109	0	25,762	19,077	584	6,101	1,961,100	1,937,300	23,800	0	36.2%
合計	8,143	7,771	372	0	20,909	19,589	1,320	0	86,068	58,743	8,528	18,797	9,434,875	8,999,320	435,555	0	27.2%

開館日数

291日

5. 令和4年度及び令和5年度開館状況

1. 令和4年度

(1) 開館状況

本館4階の第3・4会議室及び第2研修室は、新型コロナウイルス感染対策として、令和3年度から引き続き生活支援課が執務室として使用した。

令和5年3月14日からは、この3部屋の貸出を再開した。

(2) 新型コロナウイルス感染対策

利用人数については、年度当初より規定定員の4割以下に制限していたが、令和4年10月4日から既定の6～7割に緩和した。

さらに、12月1日からは利用人数を規定定員（通常通り）とし、飲食についても調理室に限定していたものを他の館内でも可能とした。

また、マスク着用については、令和5年3月14日より共用部での着用のみ依頼し、各部屋においては原則として各個人・各団体の判断に委ねることとした。

2. 令和5年度

(1) 新型コロナウイルス感染対策

令和5年5月9日からは新型コロナウイルスが5類へ移行したことに伴い、マスクの着用は館内全域において各個人・各団体の判断に委ねるとした。

引き続き活動時の換気や人との距離の確保を推奨すると共に、利用した部屋の消毒は、利用者にご協力をお願いしている。

6. 過去5年間の利用状況

(本館)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(件)					
件 数	6,403	5,792	786	3,661	4,863
(人)					
利用人員	133,621	132,700	10,134	44,537	60,306
(円)					
使用料	12,520,800	7,751,510	2,029,980	5,652,840	7,062,020

(分館)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(件)					
件 数	4,359	3,916	1,681	3,109	3,280
(人)					
利用人員	49,441	42,120	15,201	24,652	25,762
(円)					
使用料	3,642,250	2,303,430	858,740	1,389,370	1,937,300

(総計)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
(件)					
件 数	10,762	9,708	2,467	6,770	8,143
(人)					
利用人員	183,062	174,820	25,335	69,189	86,068
(円)					
使用料	16,163,050	10,054,940	2,888,720	7,042,210	8,999,320

7. 令和5年度 勤労福祉センター費 当初予算額一覧表

単位：千円 <内訳>

項目 年度/増減 予算科目	合 計		対前年度		施設維持管理(経常)		事務費(経常)		運営委員会(経常)		施設維持管理(政策)		改修工事(政策)	
	4	5	増減額	増減率	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5
1 報酬	128	128	0	0.0	0	0	0	0	128	128	0	0	0	0
20 委員報酬	128	128	0	0.0					128	128				
10 需用費	19,728	24,671	4,943	25.1	19,663	24,611	63	60	2	0	0	0	0	0
10 消耗品費	563	560	▲ 3	▲ 0.5	500	500	63	60						
25 燃料費	3	3	0	0.0	3	3								
30 食糧費	2	0	▲ 2	▲ 100.0					2	0				
35 光熱水費	15,660	20,608	4,948	31.6	15,660	20,608								
50 施設修繕料	3,500	3,500	0	0.0	3,500	3,500								
11 役務費	267	269	2	0.7	267	269	0	0	0	0	0	0	0	0
10 通信運搬費	240	240	0	0.0	240	240								
30 手数料	27	29	2	7.4	27	29								
12 委託料	39,713	39,230	▲ 483	▲ 1.2	39,713	39,230	0	0	0	0	0	0	0	0
10 委託料	39,713	39,230	▲ 483	▲ 1.2	39,713	39,230								
13 使用料及び賃借料	275	275	0	0.0	275	275	0	0	0	0	0	0	0	0
30 賃借料	275	275	0	0.0	275	275								
14 工事請負費	8,640	28,000	19,360	224.1	0	0	0	0	0	0	0	0	8,640	28,000
40 改修工事費	8,640	28,000	19,360	224.1									8,640	28,000
合 計	68,751	92,573	23,822	34.6	59,918	64,385	63	60	130	128	0	0	8,640	28,000

(1) 令和5年度 主な予算額について

○10節 需用費 35細節 光熱水費

勤労福祉センターの光熱水費において、電気やガス等の燃料単価高騰に伴い増額したものを。

○14節 工事請負費 40細節 改修工事費

勤労福祉センターに併設している南八幡体育館に冷暖房機を設置するもの。

8. 過去5年間の勤労福祉センター改修工事

【平成30年度】

(1) 勤労福祉センター本館冷暖房機改修工事

- ① 予算額 60,000,000 円
決算額 46,440,000 円

② 事業内容

平成11年度～平成13年度に改修した空気調和設備（3階・4階）の老朽化のため改修工事を行うもの。

(2) 勤労福祉センター本館階段室改修工事

- ① 予算額 3,000,000 円
決算額 2,322,000 円

② 事業内容

老朽化した階段室（階段裏）の改修工事を行うもの。

【令和元年度】

(1) 勤労福祉センター外壁等改修工事

- ① 予算額 120,000,000 円
決算額 96,558,000 円

② 事業内容

外壁、煙突、屋上防水の経年劣化に伴い、安全性、緊急性等を踏まえ施設設備の延命化を図るため改修工事を行うもの。

【令和2年度】

(1) 勤労福祉センター分館セットバック等改修工事

- ① 予算額 34,000,000 円
決算額 0 円

② 事業内容

都市計画道路3・6・32号線の整備に伴い、セットバック等改修工事を行うもの。
※新型コロナウイルス感染拡大のため、令和3年度に延期（令和2年9月議会で全額減額補正）

【令和3年度】

(1)勤労福祉センター分館セットバック等改修工事

①予算額 34,000,000円

決算額 29,557,000円

②事業内容

都市計画道路3・6・32号の整備に伴い、セットバック等改修工事を行うもの。

【令和4年度】

(1)南八幡体育館照明器具改修工事

①予算額 8,640,000円

決算額 8,030,000円

②事業内容

南八幡体育館に使用している水銀灯の生産終了に伴い、LED照明器具への改修工事を行うもの。

③工事期間

令和4年12月～令和5年1月

【令和5年度】

(1)南八幡体育館冷暖房機設置工事

①予算額 28,000,000円

②事業内容

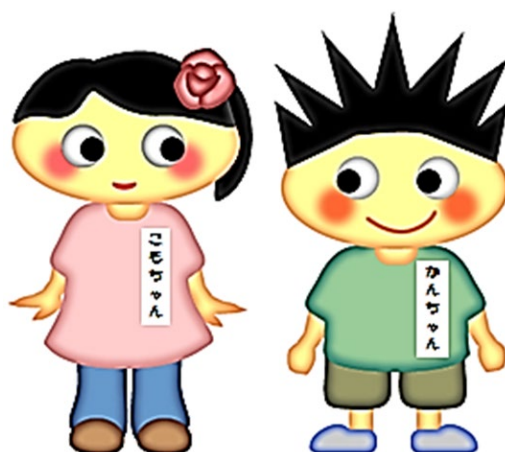
避難所となっている南八幡体育館に冷暖房機を設置するもの。

③工事予定期間

令和5年11月～令和6年1月

令和5年度

南八幡こども館資料



こども部 こども家庭支援課

1. こども館概要

こども館は、18歳未満のすべてのこどもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行い、子どもの心身を育成し情操をゆたかにすることを目的とする施設である。

【開館時間】 午前9時～午後5時

【休館日】 月曜日・祝祭日・日曜日及び月曜日が祝日になる場合の火曜日、年末年始
(12/28～1/4)

2. こども館で大切にしていること・・・「子どもの権利条約」

条約では「こどもにとっていちばんいいことは何かを考えなければならない」とされている。そしてこどもの権利は大きく4つのグループに分けられこれを守るよう定めている。

- 1 生きる権利
 - ・防げる病気などで命を奪われないこと
 - ・病気やけがをしたら治療を受けられることなど
- 2 育つ権利
 - ・教育を受け、休んだり遊んだりできること
 - ・考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど
- 3 守られる権利
 - ・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
 - ・障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られることなど
- 4 参加する権利
 - ・自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど

(日本ユニセフ協会 HP より)

3. こども館の機能と役割

(1) 遊びによる子どもの育成

○こどもが遊びを通して心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助している。

○こどもが自ら遊びをつくりだしたり、あそびを選択したりすることを大切にしている。

(2) 子どもの居場所の提供

○こどもが安全に安心して過ごせる居場所となる為の、環境づくりに努めるとともに、こどもの自発的な活動を尊重している。

○中・高校生世代の利用を促進する環境づくりを行う。

(3) 子どもが意見を述べる場の提供

○こども館ではこどもの意見が尊重されるよう努めている。

○子どもの話し合いの場を計画的に設け、自分たちで活動を作り上げることが出来るように援助している。

(4) 配慮を必要とするこどもへの対応

○障がいの有無にかかわらず、子ども同士がお互いに協力できるよう活動内容や環境について配慮している。(例えば実行委員活動や集団あそびでは子ども同士のぶつかり合いが生じた場合、お互いの意見を聞くことを大切に、時には異年齢の児童がその気持ちを代弁し周りの子どもたちが理解できるようにしている。)

○家庭や友人関係等に悩みや課題を抱える子どもや、不適切な療育等や虐待が疑われる場合、子どもに福祉的な課題がある場合には関係機関と連携し支援を行っている。

○障がいのある子どもの利用に当たっては、職員研修を実施し、視覚支援等ユニバーサルデザインによる環境設定をおこない、配慮に努めている。

(5) 保護者の子育て支援の実施

- 乳幼児を対象とした活動を実施し、こども館が切れ目のない地域の子育て支援の拠点として捉え、子どもと保護者が自由に交流できる場を提供し、子育ての交流を促進している。
- 保護者が気軽に相談できるよう、子育て支援活動を実施する中で信頼関係を築く。
- 乳幼児と中・高校生世代とのふれあい交流体験を推進している。

(6) 学校・地域との連携

- 地域住民や関係機関と協力し合い、地域で子育てを支え合う環境づくりをおこなっている。
(ふれ合い交流事業へ主任児童員さんから協力支援を頂く等)
- 小・中・高校生世代、大学生等を対象としたボランティアや職場体験、施設実習を受け入れている。

4. 南八幡こども館 令和4年度利用人数

令和4年度は、コロナ禍で制限されていた行事も再開し、こども館本来の姿に戻り異年齢のかかわりの機会も広がった。特に「あつまれ赤ちゃん」事業が毎月開催になることで、こども館への関心が高まり、参加者同士で誘い合って終了後に利用する姿もみられ、参加者の日常の来館につながった。

また、「1.2の3でおはよー」事業では、こどもたちが楽しめる工夫をしてきたことで、参加を楽しみに時間に合わせて来館する親子の姿が増えた。ドアの外に「今日の行事」の掲示を行いPRしたことも興味関心につながったと感じる。今後も周知に努め、利用の向上につなげていく。

※南八幡こども館利用者数 昨年度の4,465人より85%増 8,320人

※市内こども館全14館 全館利用者数 合計 165,529人

(1) 月別利用人数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
開館日数	25	23	26	26	25	24	25	24	23	22	22	26	291	
利 用 人 数	未就学児	137	141	251	233	150	264	241	326	279	323	336	397	3,078
	小1~3	40	54	73	80	114	56	42	36	25	19	21	94	654
	小4~6	43	28	64	81	118	98	42	46	37	44	80	211	892
	中学生	38	41	52	86	63	19	69	48	43	10	15	26	510
	高校生	35	5	3	6	14	11	11	7	11	19	6	3	121
	その他	0	2	0	0	0	0	2	1	1	1	1	3	11
	保護者	146	144	241	239	152	258	248	321	266	308	325	406	3,054
	計	439	415	684	725	611	706	655	785	662	714	784	1140	8,320

(2) 曜日別利用人数

	平日	土曜日	日曜日
午前	2725	390	363
午後	3046	859	937
計	5771	1249	1300
構成比	69.3%	15%	15.6%

(3) 利用状況

児童合計(0~18歳)	5,255
未就学児割合	58.5%
小学生割合	29.4%
中高生割合	12%

5. 南八幡こども館 主な事業等の実施状況

乳幼児とその保護者向け、小学生以上向けに下記の行事を実施してきた。

令和4年度は様々な行事を制限なく実施出来るようになり、「たのしく絵本！はじめの一步」や「1.2の3でおはよー」を楽しみに、時間に合わせて来館する乳幼児親子が後半特に増えてきた。利用者の中に定着してきたことがうかがえる。ブックスタート事業である「たのしく絵本！はじめの一步」は回数を増やしたことで参加者がかなり増えている。中でも0歳児の保護者の絵本への興味の高さを実感している。

実行委員活動は、子どもたちからの提案で壁面装飾作りへの取り組みが始まった。部活動や習い事などの合間を縫っての活動で、夏休み明けは活動も下火となったが、いつでも来られることがこども館の良さであるので、来られる時に活動を行い、継続して実施することが出来た。

行事名	実施回数	参加人数(人)							
		合計	就学前	小学生 (1~3)	小学生 (4~6)	中学生	高校生	その他	保護者
楽しく絵本！はじめの一步	138	1,501	767					1	733
1.2の3でおはよー	67	942	480					4	458
あつまれ5~7か月赤ちゃん	11	180	87					6	87
親子イベント(講師あり)	1	27	14					0	13
父親支援	2	6	3	0	0	0	0	0	3
いろいろ工作	28	112		43	57	7	5	0	0
ゲーム大会	12	99	19	24	20	12	5	0	19
卓球開放	199	3,882		351	1,338	1,987	74	0	132
こども実行委員会	33	79		47	30	0	2	0	0
新1年生おめでとう月間イベント	6	28		7	11	3	7	0	0
児童福祉週間イベント	23	99	16	32	13	17	2	0	19
家族の日・週間イベント	5	76	26	9	13	2	0	0	26
ミニミニミュージアム	22	554	203	38	35	55	11	1	211

6. 子育てなんでも相談

令和4年度は利用者が増えたことで、相談件数も増えた。子どもを遊ばせながら、日常会話の中で保護者からの相談を受けることが多い。「コロナ禍の状況が緩和されても、乳幼児を育てている中で不安が消えずなかなか外に出ることができなかつた。」という保護者の声を多く傾聴した。

南八幡こども館の相談状況・・・59件

生活習慣：25件(食事、睡眠、排泄等)

しつけ：24件(発育・発達、運動、ことば、あそび等)

学校関係：10件(友達関係、進路等)

令和5年度

いきいきセンター資料

(勤労福祉センター本館内老人ホーム・分館内老人ホーム)

勤労福祉センター本館内老人ホーム及び分館内老人ホームは、福祉部の老人福祉センター及び各老人いこいの家と同様に、地域の高齢者に対して健康保持、教養の向上、レクリエーションによる仲間づくりやいきがいつくりの場を提供するための施設です。

平成22年度の公募により、老人福祉センター・老人いこいの家・老人ホームの愛称が「いきいきセンター」となりました。

- ・勤労福祉センター本館内老人ホーム ……(愛称)いきいきセンター本館
- ・勤労福祉センター分館内老人ホーム ……(愛称)いきいきセンター分館

1. 事業内容

(ア) 教養講座の実施

高齢者の教養の向上及びいきがいつくりのために各種の教養講座を実施しています。

(イ) 同好会・サークル活動の場の提供

高齢者が自主的に結成した同好会・サークルの活動の場を提供。維持管理を行う。

2. 利用資格

市川市に住所を有する満60歳以上の方。ただし、次の方は除きます。

(ア) 介護を必要とする方(ただし、介護者同伴の人は可)

(イ) 伝染性疾患のある方。

3. 開所時間

午前9時から午後5時まで

4. 休所日

月曜日、祝日及び年末年始(12月28日から1月4日)

5. 利用状況

		利用者数(人)			開館日数 (日)	月平均 (人)	日平均 (人)
		男	女	計			
本館老人ホーム	令和4年度	1,226	3,150	4,376	291	364.7	15.0
	令和3年度	784	2,575	3,359	292	279.9	11.5
分館老人ホーム	令和4年度	1,790	4,300	6,090	291	507.5	20.9
	令和3年度	1,519	3,195	4,714	292	392.8	16.1

6. 教養講座実施状況

直近令和4年度の教養講座実施状況

(ア)本館老人ホーム

	年度	愛唱歌	男性向けシニアヨガ	合計
回数	令和4年度	18	18	36
人数	令和4年度	152	203	355
1回平均	令和4年度	8.4	11.3	9.9

(イ)分館老人ホーム

	年度	折り紙	ロコモ 体操	合計
回数	令和4年度	11	18	29
人数	令和4年度	154	206	360
1回平均	令和4年度	14.0	11.4	12.4

市主催の教養講座以外にも、利用者の方の自主的なグループ活動が多種多様に行われています。

7. 健康相談実施状況

	年度	受診者数 (人)	回数 (回)	1回平均 (人)
本館老人ホーム	令和4年度	0	0	0.0
	令和3年度	0	0	0.0
分館老人ホーム	令和4年度	0	0	0.0
	令和3年度	0	0	0.0

8. 浴場利用者数

		利用者数(人)	稼働日数(日)	一日平均(人)
本館老人ホーム	令和4年度	0	0	0.0
	令和3年度	0	0	0.0

		利用者数(人)	稼働日数(日)	一日平均(人)
分館老人ホーム	令和4年度	0	0	0.0
	令和3年度	0	0	0.0

参 考 资 料

改正

昭和58年3月31日条例第9号

平成6年9月28日条例第24号

平成12年3月22日条例第22号

平成13年3月28日条例第1号

平成17年9月22日条例第38号

平成18年3月24日条例第22号

平成19年12月20日条例第44号

平成23年3月28日条例第4号

市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本市は、勤労者、老人、女性及び児童の福祉の増進と文化教養の向上を図るため、勤労福祉センター（以下「センター」という。）を設置する。

一部改正〔平成12年条例22号〕

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市勤労福祉センター

位置 市川市南八幡2丁目20番1号

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 勤労者の教養及び文化の向上に関すること。
- (2) 勤労青少年の教養の向上及び生活相談並びにいこいの場の提供に関すること。
- (3) 老人の心身の健康保持、教養の向上及びレクリエーションに関すること。
- (4) 女性の教養の向上及び生活相談並びにいこいの場の提供に関すること。
- (5) 児童の健全な遊び及び健康増進の指導に関すること、児童の生活相談に関すること、子育てを支援するものと児童との交流を図ることその他児童の健全な育成に関すること。
- (6) 市民の体位の向上及びレクリエーションに関すること。
- (7) その他集会等の施設の使用に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

一部改正〔昭和58年条例9号・平成12年22号・17年38号〕

(施設及び使用資格者)

第4条 前条の事業を行うためセンターに次の各号に掲げる施設を置き、その使用資格者は、当該各号に定めるところによる。

(1) 勤労ホーム

本市に住所又は事業所等を有する勤労者その他市長が適当と認めた者

(2) 勤労青少年ホーム

本市に住所又は事業所等を有する15才以上35才未満の勤労青少年その他市長が適当と認めた者

(3) 老人ホーム

本市に住所を有する60才以上の者その他市長が適当と認めた者

(4) 女性ホーム

本市に住所又は事業所等を有する女性その他市長が適当と認めた者

(5) こども館

本市に住所を有する18才未満の者及びその保護者並びにこれらの者で構成される団体その他市長が適当と認めたもの

(6) 体育館

本市に住所又は事業所等を有する者その他市長が適当と認めた者

2 前項第5号に掲げる施設の名称は、市川市南八幡こども館とし、同項第6号に掲げる施設の名称は、南八幡体育館とする。

一部改正〔昭和58年条例9号・平成6年24号・12年22号・17年38号・18年22号〕

(分館の設置等)

第5条 センターに分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市勤労福祉センター分館

位置 市川市南八幡5丁目20番3号

2 分館は、第3条に定めるセンターの事業のうち、同条第1号、第3号、第7号及び第8号の事業を行うものとする。

3 前項の事業を行うために分館に勤労ホーム及び老人ホームを置き、その使用資格者は、それぞれ前条第1項第1号及び第3号に定めるところによる。

一部改正〔昭和58年条例9号〕

(使用の許可等)

第6条 センター（こども館を除く。次項、次条、第10条及び第11条第1項において同じ。）又は分館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1) センター又は分館を使用しようとする者がその事業に係る目的に適合しない目的でセンター又は分館を使用しようとするとき。

(2) センター又は分館を使用しようとする者が第4条第1項各号（第5号を除く。）に規定する者に該当しないとき。

(3) センター又は分館を使用しようとする者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(4) センター又は分館を使用しようとする者がセンター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第11条第1項第6号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

(6) その他センター又は分館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

3 こども館を使用しようとするものは、規則で定める名簿に住所、氏名その他規則で定める事項を記入しなければならない。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、こども館を使用させないことができる。

- (1) こども館を使用しようとするものがその事業に係る目的に適合しない目的でこども館を使用しようとするとき。
- (2) こども館を使用しようとするものが第4条第1項第5号に規定するものに該当しないとき。
- (3) こども館を使用しようとするものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) こども館を使用しようとするものがこども館の建物又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (5) その他こども館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

一部改正〔平成12年条例22号・17年38号・18年22号・19年44号〕

(使用料)

第7条 センター又は分館を使用する者は、別に定める使用料を納めなければならない。ただし、勤労青少年、老人及び児童が使用する場合は無料とする。

一部改正〔平成18年条例22号〕

(開館時間)

第8条 センター又は分館の開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これらを変更することができる。

- (1) センターの老人ホーム及びこども館並びに分館の老人ホーム 午前9時から午後5時まで
- (2) 前号に掲げる施設以外の施設 午前9時から午後9時まで

追加〔平成18年条例22号〕

(休館日)

第9条 センター又は分館の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）
- (3) 1月2日から同月4日まで
- (4) 12月28日から同月31日まで

追加〔平成18年条例22号〕

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、センター又は分館を使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成18年条例22号〕

(使用の停止等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター又は分館の使用を停止し、使用の許可を取り消し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 使用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 使用者がセンター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。
- (3) 使用者が使用の目的に違反したとき。
- (4) 使用者が使用の許可に際して付された条件に違反したとき。
- (5) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (6) 暴力団の利益になるとき。

(7) その他センター又は分館の管理運営上支障があるとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、こども館の使用を停止し、又は退館を命ずることができる。

(1) こども館の利用者が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) こども館の利用者がこども館の建物又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) こども館の利用者が使用の目的に違反したとき。

(4) こども館の利用者が使用の際に指示された事項に違反したとき。

(5) こども館の利用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(6) その他こども館の管理運営上支障があるとき。

全部改正〔平成17年条例38号〕、一部改正〔平成18年条例22号・19年44号〕

(入館の禁止等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター又は分館を利用するものに対し、入館を禁じ、又は退館を命ずることができる。

(1) センター又は分館を利用するものが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) センター又は分館を利用するものがセンター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせるおそれがあるとき。

(3) その他センター又は分館の管理運営上支障を生ずるおそれがあるとき。

追加〔平成18年条例22号〕

(意見聴取)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、第6条第2項第5号又は第11条第1項第6号に該当するかどうかについて、千葉県市川警察署長の意見を聴くことができる。

追加〔平成19年条例44号〕

(損害賠償)

第14条 センター又は分館の施設又は附属設備を壊し、汚し、又は失わせた者は、速やかに、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

一部改正〔平成12年条例22号・17年38号・18年22号・19年44号〕

(運営委員会)

第15条 センター及び分館の運営について、市長の諮問に応ずる機関として、市川市勤労福祉センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

一部改正〔平成18年条例22号・19年44号〕

(委員)

第16条 委員会は、非常勤の委員7名をもって組織し、次の各号により市長が委嘱する。

(1) 議会の推せんした議員 2名

(2) 学識経験者 5名

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔平成13年条例1号・18年22号・19年44号〕

(委員長及び副委員長)

第17条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を統理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

一部改正〔平成12年条例22号・18年22号・19年44号〕

(報酬及び費用弁償)

第18条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

一部改正〔平成18年条例22号・19年44号・23年4号〕

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成12年条例22号・18年22号・19年44号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年5月1日から施行する。

(市川市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 市川市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和44年条例第27号)は廃止する。

附 則(昭和58年3月31日条例第9号)

この条例は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則(平成6年9月28日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。

附 則(平成12年3月22日条例第22号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第1号)

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成17年9月22日条例第38号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月15日から施行する。

附 則(平成18年3月24日条例第22号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月20日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

改正

昭和58年4月27日規則第29号
昭和61年3月31日規則第7号
平成4年4月1日規則第20号
平成6年10月31日規則第55号
平成11年12月28日規則第78号
平成12年3月31日規則第70号
平成14年3月29日規則第25号
平成17年11月14日規則第70号
平成18年3月31日規則第40号
平成19年11月2日規則第48号
平成19年12月20日規則第53号
平成20年3月31日規則第18号
平成23年3月31日規則第15号
平成23年12月28日規則第46号
平成26年3月17日規則第6号
平成27年3月31日規則第20号
平成28年3月31日規則第43号
令和元年11月13日規則第35号

市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和57年条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成18年規則40号〕

(申請等)

第2条 市川市勤労福祉センター(以下「センター」という。)又は市川市勤労福祉センター分館(以下「分館」という。)を使用しようとする者は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に定める申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 勤労ホーム、勤労青少年ホーム(次号に該当する場合を除く。)、女性ホーム又は南八幡体育館

勤労福祉センター・分館使用許可申請書(第1号様式)

(2) 勤労青少年ホーム(当該施設の事業として使用する場合)

勤労青少年ホーム登録申請書(第2号様式)

(3) 老人ホーム

老人ホーム使用許可申請書(第3号様式)

2 前項第1号の申請書の提出期間は、同号に規定する施設を使用しようとする日の属する月の3月前(市川市使用料条例(平成11年条例第39号)第1条の2第3号に規定する市民等以外の者(次条第7項において「市民等以外の者」という。))にあつては、その日の属する月の2月前)の初

日（その日が使用日に係る同条第4項に規定する予約受付期間に含まれるときは、当該期間の末日の翌日）から使用しようとする日までの間に行わなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第6条第3項に規定する規則で定める名簿は、市川市南八幡こども館使用者名簿（第4号様式）とする。

4 条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 使用者の区分

(2) 使用の目的

5 前項の規定にかかわらず、団体に係る条例第6条第3項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 団体名

(2) 団体の代表者の氏名

(3) 団体の所在地

(4) 使用者の区分

(5) 使用の目的

(6) 使用する者の氏名、住所及び区分

一部改正〔昭和58年規則29号・平成6年55号・12年70号・17年70号・18年40号・19年48号・53号・23年46号・27年20号〕

（使用者登録を受けた者に係る使用許可の申請の予約等）

第2条の2 前条第1項第1号に掲げる施設を使用しようとする者は、住所、氏名その他当該施設の使用に関し必要な事項について市長の登録（以下「使用者登録」という。）を受けすることができる。

2 使用者登録を受けようとする者は、市川市勤労福祉センター・分館使用者登録（更新）申請書（第4号様式の2）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を審査の上、使用者登録をすることが適当であると認めるときは、当該申請をした者の使用者登録をするものとする。この場合において、市長は、当該申請をした者に対し、市川市公共施設使用者登録書（第4号様式の3）を交付するものとする。

4 使用者登録を受けた者（市川市使用料条例第1条の2第2号に規定する市民等に限る。）は、市長がセンター又は分館を使用に供する月ごとにそれぞれ定める予約受付期間内に、インターネット又は市の施設に設置される情報端末を利用して、使用許可の申請の予約をすることができる。

5 市長は、前項の規定により予約をした者の数が使用に供すべきセンター又は分館の施設の数を超えるときは、抽選により使用許可の予定者（以下「使用予定者」という。）を決定するものとする。

6 市長は、第4項の規定により予約をした者の数が使用に供すべきセンター又は分館の施設の数を超えないときは、当該予約をした者を使用予定者として決定するものとする。

7 使用者登録を受けた者は、第4項に規定する予約受付期間の経過後に（市民等以外の者にあつては、当該予約受付期間の満了する日の属する月の翌月の初日から）、インターネット又は市の施設に設置される情報端末を利用して、使用予定者が決定されていない日時に係る予約を随時行うことができる。この場合において、市長は、当該予約をした者を使用予定者として決定するものとする。

8 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、使用予定者は、使用予定者として決定された日からセンター又は分館の施設を使用しようとする日までの間に、第3項の登録書に記載されている登録番号並びに住所及び氏名を申し出て、市長に使用許可の申請をしなければならない。この場合において、市長は、同条第1項第1号の申請書の提出を省略させることができる。

追加〔平成23年規則46号〕、一部改正〔平成27年規則20号・令和元年35号〕

(登録書の有効期間等)

第2条の3 前条第3項の登録書の有効期間は、同項の規定により登録書の交付を受けた日からその日の属する年度の末日（当該登録書の交付を受けた日が1月1日から3月31日までの間であるときは、当該交付を受けた日の属する年度の翌年度の末日）までとする。

2 前条第3項の規定により登録書の交付を受けた者は、市川市勤労福祉センター・分館使用者登録（更新）申請書を市長に提出するとともに、身分を証する書類その他市長が必要と認める書類を市長に提示して、当該登録書の有効期限の3月前から当該有効期限までの間に、使用者登録の更新を受けることができる。

3 市長は、前条第3項の登録書の交付を受けた者が条例又はこの規則に違反したときその他使用者登録を継続することが適当でないと認めるときは、利用者登録を取り消すことができる。

追加〔平成23年規則46号〕、一部改正〔令和元年規則35号〕

(許可書等の交付)

第3条 市長は、第2条第1項又は第2条の2第8項の規定による申請があったときは、当該申請をした者に対し、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める書類を交付するものとする。

(1) 勤労ホーム、勤労青少年ホーム（次号に該当する場合を除く。）、女性ホーム又は南八幡体育館 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれに定める許可書

ア 第2条第1項の規定による申請 勤労福祉センター・分館使用許可書（第5号様式）

イ 第2条の2第8項の規定による申請 勤労福祉センター・分館使用許可書（第5号様式の2）

(2) 勤労青少年ホーム（当該施設の事業として使用する場合） 勤労青少年ホーム登録証（第6号様式）

(3) 老人ホーム 老人ホーム使用証（第7号様式）

全部改正〔平成23年規則46号〕

(使用の取消し)

第4条 前条の規定により施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、施設の使用の取消しをしようとするときは、施設を使用する日の前日までに市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

追加〔平成12年規則70号〕、一部改正〔平成18年規則40号〕

(使用許可書等の提示)

第5条 施設（市川市南八幡子ども館を除く。）を使用する者は、第3条の規定により交付された書類を職員に提示しなければならない。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・17年70号・18年40号〕

(保護者の同伴)

第6条 市川市南八幡子ども館を使用しようとする者で小学校就学の始期に達するまでのものは、

保護者が同伴するものとする。

追加〔平成6年規則55号〕、一部改正〔平成12年規則70号・17年70号・18年40号〕

(使用料の納入)

第7条 使用者は、センター又は分館を使用する際に使用料を納入しなければならない。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・18年40号〕

(原状回復)

第8条 使用者は、施設の使用を終ったとき、又は使用を中止したとき、若しくは使用の許可を取り消されたときは遅滞なくその使用に係る施設を原状に回復してその旨を職員に届け出てその検査を受けなければならない。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・18年40号・28年43号・令和元年35号〕

(運営委員会)

第9条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・18年40号・28年43号・令和元年35号〕

(委員会の事務)

第10条 委員会の事務は、経済部においてこれを処理する。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・18年40号・20年18号・23年15号・28年43号・令和元年35号〕

(職員)

第11条 センターに所長を置く。

一部改正〔平成6年規則55号・12年70号・14年25号・18年40号・28年43号・令和元年35号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和57年5月1日から施行する。

(市川市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止)

2 市川市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和44年規則第8号)は廃止する。

附 則 (昭和58年4月27日規則第29号)

この規則は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に調製された帳票類で、その用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存する期間については、従前の例により使用することができる。

附 則 (平成4年4月1日規則第20号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月31日規則第55号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成6年11月1日から施行する。

(経過措置)

4 (前略) 附則第3項の規定による改正前の市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則により調整された申請書その他の書類(児童館に係るものを除く。)で、その用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存している期間については、従前の例により使用することができる。

附 則(平成11年12月28日規則第78号)

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第70号)

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、平成12年4月1日以後に使用許可の申請のあったものから適用し、同日前に使用許可の申請のあったものについては、なお従前の例による。

3 この規則の施行日前に調製された帳票類で、その用紙が現に残存しているときは、当該用紙が残存する期間については、従前の例により使用することができる。

附 則(平成14年3月29日規則第25号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月14日規則第70号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年11月15日から施行する。

(経過措置)

5 この規則による改正前の市川市こども館の設置及び管理に関する条例施行規則、市川市中央こども館の管理に関する規則、市川市こども発達センターの設置及び管理に関する条例施行規則及び市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則による様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則(平成18年3月31日規則第40号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月2日規則第48号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則(平成19年12月20日規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当該用紙が残存する期間においては、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成20年3月31日規則第18号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月28日規則第46号抄）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1）第1条中市川市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則第4条の次に2条を加える改正規定（第4条の2第1項から第3項までに係る部分に限る。）、第2条中市川市市民談話室の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の次に3条を加える改正規定（第4条第1項から第3項までに係る部分に限る。）、第4条中市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則第6条の改正規定（同条第1項から第3項までに係る部分に限る。）及び第6条中市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条の次に2条を加える改正規定（第2条の2第1項から第3項までに係る部分に限る。） 平成24年1月1日

附 則（平成26年3月17日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成27年3月31日規則第20号）

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第10条 第9条の規定による改正後の市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（以下「新勤労福祉センター規則」という。）第2条第1項及び第2項並びに第2条の2第8項の規定は、適用日以後の新勤労福祉センター規則第2条第1項各号に掲げる施設（第3項において「新適用施設」という。）の使用に係る施行日以後に行う許可の申請について適用し、適用日前の第9条の規定による改正前の市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項第1号又は新勤労福祉センター規則第2条第1項第1号に掲げる施設（第3項において「旧適用施設」という。）の使用に係る許可の申請については、なお従前の例による。

- 2 新勤労福祉センター規則第2条の2第2項の規定は、施行日以後に行う使用者登録の申請について適用し、施行日前に行った使用者登録の申請については、なお従前の例による。

- 3 新勤労福祉センター規則第2条の2第4項及び第7項の規定は、適用日以後の新適用施設の使用に係る施行日以後に行う許可の申請の予約について適用し、適用日前の旧適用施設の使用に係る許可の申請の予約については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に存する第9条の規定による改正前の様式による用紙については、必要な補正をして使用することができる。

附 則（平成28年3月31日規則第43号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月13日規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の2第2項及び第2条の3第2項の改正規定並びに第4号様式の2の改正規定は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日から令和2年3月31日までの間における第2条第1項各号に掲げる施設の使用に係る使用料の減額及び免除については、改正前の第8条及び第8号様式から第10号様式までの規定は、なおその効力を有する。

第1号様式

全部改正〔平成11年規則78号〕、一部改正〔平成12年規則70号・19年53号・26年6号・27年20号〕

第2号様式

全部改正〔平成12年規則70号〕

第3号様式

全部改正〔平成12年規則70号〕

第4号様式（その1）（第4条関係）

全部改正〔平成19年規則48号〕

第4号様式（その2）（第4条関係）

全部改正〔平成19年規則48号〕

第4号様式の2（第2条の2、第2条の3関係）

追加〔平成23年規則46号〕、一部改正〔平成27年規則20号・令和元年35号〕

第4号様式の3（第2条の2関係）

追加〔平成23年規則46号〕

第5号様式

全部改正〔平成11年規則78号〕、一部改正〔平成12年規則70号・17年70号・19年53号・26年6号・27年20号〕

第5号様式の2（第3条関係）

追加〔平成23年規則46号〕、一部改正〔平成26年規則6号・27年20号〕

第6号様式

一部改正〔平成4年規則20号・6年55号・17年70号〕

第7号様式

一部改正〔平成4年規則20号・6年55号・17年70号〕

改正

平成13年12月27日条例第32号
平成15年3月26日条例第19号
平成15年6月25日条例第44号
平成15年9月22日条例第46号
平成16年3月19日条例第17号
平成16年6月23日条例第33号
平成16年12月20日条例第50号
平成17年3月30日条例第4号
平成17年6月27日条例第23号
平成18年3月24日条例第8号
平成19年3月22日条例第2号
平成19年3月22日条例第9号
平成19年6月27日条例第27号
平成20年3月28日条例第7号
平成20年9月29日条例第29号
平成21年9月24日条例第25号
平成22年1月28日条例第3号
平成22年3月26日条例第9号
平成22年9月17日条例第28号
平成23年3月28日条例第17号
平成25年3月29日条例第23号
平成25年9月18日条例第35号
平成25年12月19日条例第44号
平成26年3月20日条例第6号
平成26年9月30日条例第27号
平成28年3月16日条例第4号
平成28年9月20日条例第33号
平成29年3月16日条例第9号
平成29年9月26日条例第24号
平成30年9月27日条例第41号
令和元年7月10日条例第3号
令和2年3月25日条例第13号

市川市使用料条例

市川市使用料条例（昭和39年条例第48号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づき徴収する使用料に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費税等加算率 1に次に掲げる率を加算した率をいう。
 - ア 消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する率
 - イ アに掲げる率に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する率を乗じて得た率
- (2) 市民等 公の施設を使用するもので、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、営利を目的とする事業を行うものを除く。
 - ア 本市に住所を有し、勤務し、又は通学する者
 - イ その構成する者の半数以上がアに掲げる者である団体（法人を除く。）
 - ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (3) 市民等以外の者 公の施設を使用するもので、市民等以外のものをいう。

追加〔平成26年条例27号〕

(公の施設の使用に係る使用料)

第2条 次の各号に掲げる公の施設を使用するものは、当該公の施設の使用の時間等に応じ、当該各号に定める別表の規定により算出した額に消費税等加算率を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。この場合において、使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 公民館 別表第1
 - (2) 勤労福祉センター 別表第2
 - (3) 斎場 別表第3
 - (4) 霊園 別表第4
 - (5) 都市公園 別表第5
 - (6) 市民体育館 別表第6
 - (7) 少年自然の家 別表第7
 - (8) 市民プール 別表第8
 - (9) 南行徳市民談話室 別表第9
 - (10) 男女共同参画センター 別表第10
 - (11) 文学ミュージアム 別表第11
 - (12) 削除
 - (13) 東山魁夷記念館 別表第13
 - (14) 地域ふれあい館 別表第14
 - (15) アイ・リンクセンター 別表第15
 - (16) アイ・リンクタウン展望施設 別表第16
- 2 前項各号に定める別表に1時間当たりの額が定められている公の施設を使用する場合において、当該公の施設の使用の許可の時間に30分単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、当該公の施設の1時間当たりの額に100分の50を乗じて得た額とする。
- 3 第1項各号に定める別表に1時間当たりの額が定められている公の施設を使用する場合において、当該公の施設の使用の許可の面積に2分の1単位又は4分の1単位の部分があるときの当該単位当たりの額は、次の各号に掲げる単位の区分に応じ、当該公の施設の1時間当たりの額（当該公の施設を30分単位で使用する場合にあっては、前項に規定する30分単位当たりの額）に当該

各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 2分の1単位 100分の50

(2) 4分の1単位 100分の25

4 第1項の規定にかかわらず、斎場を使用する者は火葬料に限り別表第3の規定により、霊園を使用する者は一般墓地使用料及び合葬式墓地使用料に限り別表第4の規定により算出した額を使用料として納付しなければならない。この場合において、一般墓地使用料に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 次の各号に掲げる自動車駐車場を使用するものは、当該各号に定める別表の規定により算出した額を使用料として納付しなければならない。

(1) 生涯学習センター自動車駐車場 別表第17

(2) 大洲防災公園自動車駐車場 別表第18

(3) 広尾防災公園自動車駐車場 別表第19

一部改正〔平成15年条例19号・44号・16年17号・33号・50号・17年23号・18年8号・19年9号・20年29号・21年25号・22年3号・25年23号・44号・26年27号・28年33号・29年24号・令和2年13号〕

(行政財産の目的外使用許可に係る使用料)

第3条 地方自治法第238条の4第7項の規定による許可（以下「目的外使用許可」という。）を受けたものは、次の各号に掲げる行政財産の区分に応じ、当該各号に定める額を月額の使用料として納付しなければならない。

(1) 土地 市長が評価した当該土地の価格に1,000分の3を乗じて得た額

(2) 建物（次号に規定する場合を除く。） 次に掲げる額を合計した額に消費税等加算率を乗じて得た額

ア 市長が評価した当該建物の価格に1,000分の5を乗じて得た額

イ 当該建物の敷地に相当する面積の土地について、前号の規定により算出した額

(3) 建物（その一部を使用する場合に限る。） 前号ア及びイの規定により算出した額の合計額に当該建物の延べ面積に対する当該建物において使用する面積の割合を乗じて得た額に、消費税等加算率を乗じて得た額

2 前項第1号の規定にかかわらず、土地について目的外使用許可（当該土地を使用する期間が1月に満たない場合に限る。）を受けたものが支払うべき月額の使用料は、市長が評価した当該土地の価格に1,000分の3を乗じて得た額に消費税等加算率を乗じて得た額とする。

3 前2項の使用料について、その使用の開始の日又は終了の日が月の中途であるときは、当該月の使用料は、日割りにより計算する。

4 前3項の場合において、使用料に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 前各項の規定にかかわらず、市川市道路占用料条例（昭和48年条例第13号）別表占用物件の欄に掲げるものを設けるために目的外使用許可を受けたものは、同条例の例により算出した使用料を納付しなければならない。

一部改正〔平成19年条例2号・25年44号・26年27号〕

(減免)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(既納の使用料の返還)

第5条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(額の見直し)

第6条 使用料(この条例に規定する使用料以外の使用料を含む。)の額は、事務を提供する体制の状況、事務の執行及び施設の維持管理等に要する費用の状況、社会経済の情勢等を勘案し、おおむね3年ごとに見直すものとする。

(経過措置)

第7条 消費税法及び地方税法の改正により消費税法第29条に規定する税率及び地方税法第72条の83に規定する税率が改定されたことに伴い変更された消費税等加算率の適用に関し必要な経過措置は、当該消費税法及び地方税法の改正に係る経過措置を考慮して、規則で定める。

追加〔平成26年条例27号〕

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成26年条例27号〕

(過料)

第9条 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。

一部改正〔平成26年条例27号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。ただし、改正後の第8条の規定は、同年4月1日から施行する。

(公の施設の使用に係る使用料に関する経過措置)

2 改正後の第2条及び別表の規定は、平成12年4月1日以後の公の施設の使用に係る使用料であって、同年1月1日(以下「施行日」という。)以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同年4月1日以前の公の施設の使用に係る使用料及び施行日前に使用の許可の申請があった公の施設に係る使用料については、なお従前の例による。

(目的外使用許可に係る使用料に関する経過措置)

3 改正後の第3条の規定は、平成12年4月1日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

4 平成12年3月31日に市川市道路占用料条例別表占用物件の欄に掲げるものについて目的外使用許可を受けていたものに係る平成12年度以後の各年度分の使用料の額の合計額については、市川市道路占用料条例の一部を改正する条例(平成11年条例第43号)附則第3項の規定を準用する。

(過料に関する経過措置)

5 平成12年4月1日以前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年12月27日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第1行徳公民館使用料の表の規定は、平成14年4月1日以後の行徳公民館の使用に係る使用料について適用し、同日前の行徳公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月26日条例第19号)

(施行期日)

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(市外に居住する者に係る霊堂使用料の特例)
- 市川市霊園の設置及び管理に関する条例(平成15年条例第15号)附則第3項の規定により同条例第43条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた者(改正後の別表第5霊堂使用料の表に規定する市外に居住する者に限る。)が平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に同条例第50条第2項の規定により遺骨の収蔵期間を更新しようとする場合における同表の規定の適用については、同表中「8,100円」とあるのは「5,400円」とする。

附 則 (平成15年6月25日条例第44号)

(施行期日)

- この条例は、平成15年9月1日から施行する。ただし、第2条に1項を加える改正規定及び別表第14の次に1表を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第4、別表第5、別表第7及び別表第8の規定は、平成15年9月1日以後に公の施設の使用の許可の申請をするものに係る使用料について適用し、同日前に公の施設の使用の許可の申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。
- 改正後の第2条第4項及び別表第15の規定は、平成15年10月1日以後に生涯学習センターの自動車駐車場を使用するものに係る使用料について適用する。

附 則 (平成15年9月22日条例第46号)

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月19日条例第17号)

この条例は、平成16年4月11日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同年6月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月23日条例第33号)

この条例は、平成16年7月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月20日条例第50号)

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月30日条例第4号)

(施行期日)

- この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、別表第13の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の別表第2施設使用料の表備考3の規定は、平成17年4月1日以後の申請に係る使用料について適用し、同日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年6月27日条例第23号)

この条例は、平成17年8月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の改正規定、別表第18を別表第19とし、別表第17を別表第18とし、別表第16の次に1表を加える改正規定及び別表第19の次に1表を加える改正規定 市川市東山魁夷記念館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第25号）の施行の日

(2) 別表第1行徳公民館使用料の表の改正規定（同表に第4研修室の項及び第5研修室の項を加える部分に限る。） 平成18年3月1日

附 則（平成18年3月24日条例第8号）

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正法」という。）附則第1条第2号に掲げる規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定に限る。）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第9号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第7に動物園年間入園料の表を加える改正規定及び別表第17に年間観覧料の表を加える改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成19年5月規則第33号で、同19年6月1日から施行）

（経過措置）

2 改正後の別表第4の規定は、平成19年4月1日以後に斎場の使用の許可の申請をする者に係る使用料について適用し、同日前に当該許可の申請をした者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月27日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第10宿泊施設使用料の表の規定は、平成19年7月1日（以下「施行日」という。）以後に同年10月1日以後の宿泊施設の使用に係る許可の申請をするものに係る使用料について適用し、同日前に宿泊施設を使用するものに係る使用料及び施行日前に宿泊施設の使用に係る許可の申請をしたものに係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月29日条例第29号）

この条例は、市川市アイ・リンクセンターの設置及び管理に関する条例（平成20年条例第28号）の施行の日から施行する。

附 則（平成21年9月24日条例第25号）

この条例は、平成21年10月10日から施行する。

附 則（平成22年1月28日条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月26日条例第9号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月17日条例第28号）

この条例は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第17号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、同月15日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第2条第1項第14号の改正規定及び別表第14の改正規定 市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第20号）の施行の日（平成25年7月規則第41号で、同25年7月20日から施行）

（2）第2条第1項第2号、第9号及び第15号の改正規定、別表第2の改正規定、別表第9の改正規定並びに別表第15の改正規定並びに次項の規定 平成26年4月1日

（経過措置）

2 平成26年4月1日前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年9月18日条例第35号）

この条例は、平成25年11月5日から施行する。

附 則（平成25年12月19日条例第44号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料等に関する経過措置）

2 この条例（第2条、第9条、第11条及び第13条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月20日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項を削る改正規定及び第3条第2項を削る改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は同年7月1日から、次項の規定は公布の日から施行する。

（市川市使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

4 前項の規定による改正後の市川市使用料条例別表第4の規定は、平成26年7月1日以後の斎場の使用に係る式場使用料であって、同日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同日前の斎場の使用に係る式場使用料及び同日前に使用の許可の申請があった斎場の使用に係る式場使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 9 月30日 条例第27号抄）

改正

平成28年 3 月16日 条例第 4 号

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中市川市使用料条例第 1 条の次に 1 条を加える改正規定（第 1 条の 2 第 2 号及び第 3 号に係る部分を除く。）、同条例第 2 条第 1 項の改正規定（「100分の108」を「消費税等加算率」に改める部分に限る。）、同条例第 3 条の改正規定及び同条例第 8 条を同条例第 9 条とし、同条例第 7 条を同条例第 8 条とし、同条例第 6 条の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 5 項から第 7 項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の市川市使用料条例（以下「新使用料条例」という。）第 2 条及び別表の規定は、平成27年10月 1 日（以下「適用日」という。）以後の公の施設の使用に係る使用料であって、平成27年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、適用日前の公の施設の使用に係る使用料及び施行日前に使用の許可の申請があった公の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（適用日から平成28年 9 月30日までの間の使用料の特例）

- 4 適用日から平成28年 9 月30日までの間に新使用料条例第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、第 9 号、第10号及び第14号から第16号までに掲げる公の施設並びに市川市急病診療・ふれあいセンター集会室を使用するものに係る使用料の額は、新使用料条例別表第 1、別表第 2（勤労福祉センター施設使用料の表及び勤労福祉センター分館施設使用料の表に限る。）、別表第 3（火葬料の表に限る。）、別表第 9、別表第10、別表第14、別表第15及び別表第16（交流ラウンジ使用料の表に限る。）並びに新急病診療・ふれあいセンター条例第15条第 1 項の表の規定にかかわらず、附則別表第 1 から附則別表第 9 までにそれぞれ規定する使用料の額とする。

（新たな使用料についての周知）

- 5 市は、この条例の施行に当たっては、その改正内容を十分に周知するものとする。

（使用料の改定による増収分の使途）

- 6 この条例の施行により生じる公の施設の使用料の増収分は、全て公の施設の維持管理等に要する費用の財源に充てるものとする。

（検討）

- 7 市は、今後、公の施設等の管理に関する総合的な計画の策定が見込まれることを踏まえ、当該計画の内容と整合する公の施設の使用料の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）別表第11施設使用料の表の次に 1 表を加える改正規定及び附則第 4 項の規定 平成28年10月 1 日

（2）別表第 1 市川公民館使用料の表第 3 会議室の項の次に 1 項を加える改正規定及び次項の規定 平成28年12月24日

(3) 第2条第1項第9号及び別表第9の改正規定並びに別表第11附属設備使用料の表グリーンスタジオ35ミリスライド映写設備の項及びグリーンスタジオビデオプロジェクター設備の項を削る改正規定並びに附則第3項及び第6項の規定 平成29年4月1日

(市川公民館の使用に係る使用料に関する経過措置)

2 改正後の別表第1市川公民館使用料の表の規定は、平成29年4月1日以後の市川公民館の使用に係る使用料であって、平成28年12月24日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、平成29年4月1日以前の市川公民館の使用に係る使用料及び平成28年12月24日以前に使用の許可の申請があった市川公民館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(市民談話室の使用に係る使用料に関する経過措置)

3 改正後の別表第9の規定は、平成29年4月1日以後の南行徳市民談話室の使用に係る使用料について適用し、同日前の市民談話室の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文学ミュージアムの使用に係る使用料に関する経過措置)

4 改正後の別表第11企画展示室使用料の表の規定は、平成29年4月1日以後の企画展示室の使用に係る使用料であって、平成28年10月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用する。

5 改正後の別表第11グリーンスタジオ等使用料の表及び文学研修室等使用料の表の規定は、平成29年4月1日以後の文学ミュージアム（企画展示室を除く。以下同じ。）の使用に係る使用料であって、同年1月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、同年4月1日以前の文学ミュージアムの使用に係る使用料及び同年1月1日以前に使用の許可の申請があった文学ミュージアムの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(過料に関する経過措置)

6 平成29年4月1日前にした行為に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月16日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年6月1日から施行する。ただし、別表第5国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料の表の次に1表を加える改正規定は、同年7月30日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第5国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料の表備考の規定は、平成29年7月30日以後のテニスコートの利用に係る使用料であって、同年6月1日以後に利用の許可の申請があったものについて適用する。

附 則（平成29年9月26日条例第24号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項第12号の改正規定及び別表第12の改正規定並びに附則第3項の規定は、平成30年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条（第1項第12号を除く。）、別表第1（鬼高公民館使用料の表及び曾谷公民館使用料の表に限る。）、別表第6（施設使用料（貸切りの場合）の表に限る。）、別表第9、別表第10、別表第15及び別表第16の規定は、平成30年4月1日以後の公の施設の使用に係る使用料であって、平成29年10月1日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、平成30年4

月 1 日以前の公の施設の使用に係る使用料及び平成29年10月 1 日前に使用の許可の申請があった公の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 平成30年 3 月26日前にした行為（中国分スポーツ広場を使用したものに係る行為に限る。）に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成30年 9 月27日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の市川市使用料条例別表第 1、別表第 2（勤労福祉センター施設使用料の表及び勤労福祉センター分館施設使用料の表に限る。）、別表第 5（国府台公園野球場使用料の表、国府台公園陸上競技場使用料の表、国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園及び北市川運動公園テニスコート使用料の表及び北市川運動公園集会室使用料の表に限る。）、別表第 6（施設使用料（貸切りでない場合）の表を除く。）、別表第 9、別表第10、別表第11（企画展示室使用料の表及び文学研修室等使用料の表に限る。）、別表第14、別表第15及び別表第16（交流ラウンジ使用料の表に限る。）、第 2 条の規定による改正後の市川市文化会館の設置及び管理に関する条例別表第 1（会議室等の表に限る。）、第 3 条の規定による改正後の市川市行徳公会堂の設置及び管理に関する条例別表（大会議室の表に限る。）、第 4 条の規定による改正後の市川市八幡市民会館の設置及び管理に関する条例別表（ホール附属設備使用料の表を除く。）並びに第 5 条の規定による改正後の市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例第15条第 1 項の表の規定は、平成31年 4 月 1 日以後の公の施設の使用に係る使用料であって、平成30年10月 1 日以後に使用の許可の申請があったものについて適用し、平成31年 4 月 1 日以前の公の施設の使用に係る使用料及び平成30年10月 1 日前に使用の許可の申請があった公の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月10日条例第 3 号）

この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月25日条例第13号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（市川市使用料条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 令和 2 年 4 月 1 日前にした行為（東山魁夷記念館自動車駐車場を使用したものに係る行為に限る。）に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第2 勤労福祉センター使用料

勤労福祉センター施設使用料

区分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第1会議室	200円	620円
第2会議室	340円	1,050円
第3会議室	100円	300円
第4会議室	200円	630円
大会議室	780円	3,410円
会議・調理室	140円	440円
第1研修室	80円	270円
第2研修室	140円	420円
和室	100円	310円
茶室	100円	330円
集会室	160円	490円
講習室	100円	300円
調理室	220円	680円
体育室	580円	1,750円
体育館	1,280円	5,120円

勤労福祉センター備品使用料

放送装置	1時間当たりの額	
	1式につき	100円
金びょうぶ	1日当たりの額	
	1双につき	1,000円

勤労福祉センター分館施設使用料

区分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
第1会議室	160円	500円
第2会議室	240円	750円
第3会議室	80円	250円
第4会議室	80円	250円
大会議室	520円	3,260円
第1和室	120円	360円
第2和室	60円	180円

勤労福祉センター分館備品使用料

放送装置	1時間当たりの額	
	1式につき	100円

全部改正〔平成26年条例27号〕、一部改正〔平成30年条例41号〕